

第 21 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和 2 年 11 月 9 日 (月) 10 時 00 分～12 時 00 分

(場所) 中央合同庁舎第 2 号館 9 階 第 3 特別会議室

- (議事) 1 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理
2 独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理

1. 開会

- 会田座長から構成員の異動について報告があった。

2. 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理

- 「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理」のうち、「『収益認識に関する会計基準』に係る論点」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・ 「顧客」の定義については、B案の「サービス受益者」がいいのではないかと考える。運営費交付金や寄附金というものは、特殊なものであり、交換取引に伴う収益認識とは別のものとして考えておくことが必要だと考える。今回の収益認識基準を適用するとしても、B案を採用し、まずは直接関わるような交換取引の部分について適用するという扱いにしておいたほうがいいのではないかと。

「論点 1 - 3」に関しても、基本的には第 86 が対象になるわけで、第 81、82、83、あるいは 85 の 1 項、2 項といったものについては、今回変更はせずに、あくまでサービス提供者による収益の会計について、新たに定められた収益認識基準を適用するという形で扱っていいのではないかと。

- ・ 従来は、交換取引か非交換取引かで収益認識を分けていたが、新しい会計基準では、履行義務の有無で取引を判断しようということで、概念が変更された。そのため、独立行政法人で前提としている交換取引、非交換取引という概念を履行義務の観点からどのように整理するかを、まず議論する必要があるのではないかと考える。
- ・ 今回の議論を、企業会計の収益認識の会計基準に対応した改正にとどめるのか、I P S A S B の E D 70、71 に対応した改正もするのかというところは一つ大きな議論のポイントになるのではないかと。I P S A S B の E D 70、71 は来年 9 月に最終化を予定されており、さらに公表になると 10 月、11 月という遅い

タイミングになる予定であり、今回の議論とタイミングが少しフィットしないのではないかと。したがって、E D70、71については検討を同時並行で進めつつも、最終化まで持ち越しが必要ではないか。

- 顧客の定義ということも含めて今回の適用範囲、また今後E Dが出てきた後に別途やるのか、また、基本的に企業会計にないことは独立行政法人会計基準で定めたことが優先されるため、独立行政法人会計基準で現在規定している交付金等の収益認識は、企業会計とは別のものだという整理を行ってから、これはこれで非交換取引は終了させるのか。この辺の議論を先に整理してはどうか。
- 顧客とは何かという概念について、独立行政法人とはそもそもどういう制度であったのかということにもう一回立ち戻る必要があると考える。独立行政法人を作ったとき、国が行っていた、あるいは特殊法人が行っていた業務や組織というものを切り離して、委託受託関係みたいなもので整備をして、国は委託をする、受託した組織が独立行政法人というような形であった。
当時の状況を踏まえると、顧客とは何かというと、委託受託関係においては委託者が顧客ということになるかもしれないが、独立行政法人というものの建付けがそもそも何であったのかということを含めて一度頭に置いて、議論されたほうがいいのではないかと。
- 「顧客」の定義について、対価を支払うサービス受益者と、対価を支払わないサービス受益者がいると考えられ、サービス受益者を全て一括りにしてしまっているのか。例えば、BとCの折衷案という、資金提供者であり、かつサービス受益者である方々と、一方でサービス受益者だけであって資金は提供しないという方がいるというようなことを考えると、少し概念を広く捉えた方が、税の話なども議論しやすくなるのではないかと。
- 運営費交付金といった独立行政法人の会計という特殊性を考慮すると、社会的政策があり、対価が交換取引でないということと、対価を少しでも払って固有化できるという話を、分けて考えてもいいのではないかと。
- 消費税については、企業会計の収益認識に関する会計基準に従えば、税抜方式しかないのではないかと考えられる。
- 交換取引が全くないというような、全ての取引が購入側の消費税の全額最終負担者になる、要するに収益側に交換取引が全くなく、例えば補助金とか寄附

金とかだけというような法人がもしあるのであれば、それは税込処理でもいいのではないか。

- ・ 独立行政法人では企業間の比較可能性よりは時系列の比較が有用であると記載しているが、企業間の比較はなじまないということを書いてしまうのに、違和感がある。独立行政法人においては、運営費交付金などの異質性によって異なる処理をすることがあっても、それ自体が比較可能性を損ねることにはならないのではないか。特殊な分野を適用対象から除外し、交換取引に限定するのであれば、税抜方式を採用することが望ましいと考えられる。

- ・ 大きな企業を税込にするということは、その差額は収益なり費用で計上することになる。その場合、それを明確に説明できるのか、その収益あるいは消費税の収益費用をどういった論理で説明できるのか。

実務的に言えば、小規模事業者と免税事業者のようなものは税込でいいし、そうでないところは税抜をすべきだというのが、選べるといえば選べるが、単純に選べるというのではなくて、実態に合わせた処理をすべきものと考えられる。

- 「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理」のうち、「『時価の算定に関する会計基準』に係る論点」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・ 金融商品の中に、独立行政法人には為替取引というようなものは実際あるのかどうか。あるとすれば取扱いについてもアンケートを通じて把握してはどうか。

3. 独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理

- 「独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理」のうち、「『その他の記載内容』に係る論点」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。

- ・ 「その他の記載内容」は、事業報告書のうち「会計に関する部分以外の部分」が該当すると記載されているが、事業報告書の全体が「その他の記載内容」であると考えられる。

理由は3つあり、第1は、「その他の記載内容」の定義に関連するものである。資料に記載のある、「監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監

査報告書とを除いた部分の記載内容」ということだが、事業報告書は財務諸表ではなく、その添付書類という扱いになっているため、その定義に照らすと、事業報告書全体が「その他の記載内容」に当たると考える。

第2に、事業報告書の会計に関する部分に限る監査の趣旨と、「その他の記載内容」に対する手続の趣旨が同じである上に、事業報告書の監査として行う手続は、「その他の記載内容」に対する手続の中に実質的に含まれると考える。

第3に、今回の改訂で「その他の記載内容」に対する手続が明確化され、拡充されることで、質的にも充実した手続になるのではないかと考える。

したがって、事業報告書の全体が「その他の記載内容」であるとしたほうが、全体に対してその拡充された手続が行われるため、事業報告書の信頼性の向上に資すると考える。

4. アンケートの実施について

- 「収益認識に関する会計基準」、「時価の算定に関する会計基準」、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」については、今後の共同ワーキング・チームで、各独立行政法人の会計処理の実態等を把握した上で検討を行う必要があることから、全独立行政法人に対してアンケートを実施することとなった。
- また、令和元事業年度より、「独立行政法人における事業報告書に関するガイドライン」に基づく新たな事業報告書が公表、作成され、9月18日に開催された第11回独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において、各独立行政法人が作成した新たな事業報告書の内容について、検討する必要があるのではないかとした意見等も踏まえ、各独立行政法人の事業報告書に対する取組状況を把握するためのアンケートも、併せて実施することとなった。
- 具体的な調査項目等、アンケートの最終的な内容については、後日、構成員からの意見踏まえた上で、座長一任とすることとされた。
- アンケートの結果は事務局が取りまとめ、次回以降の共同ワーキング・チームで報告することとされた。

以上